

(別紙)

事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 佐賀市管工事協同組合
代表者の役職名及び氏名 代表理事 原田 恵三
資本金又は出資の額 12,900,000円 常時使用する従業員の数 6名
業種 08 設備工事業
法人番号 6300005000414 設立年月日 1967年1月16日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	<p>佐賀市管工事協同組合は、佐賀市内に拠点を置く指定給水装置工事業者で構成され、宅内の給水装置等の新設・修繕工事をはじめとして、配水本管の布設工事や突発漏水事故の対応など水道の給水サービスを第一線で支えるプロ集団として日々活動しています。</p> <p>定款に示す個々の事業活動については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・組合員の取り扱う水道工事事用資材ならびに工具の共同購買・管工事業・佐賀市上下水道局の委託を受けてする事業の実施並びに受注斡旋・組合員のためにする共同施設の設置ならびにその運営・組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む)および組合員のためにするその借入れ・商工組合中央金庫、株式会社佐賀銀行に対する組合員の債務の保証またはこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立・組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結・組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供・組合員の福利厚生に関する事業・組合員の行う管工事及び役務の共同受注・前各号の事業に附帯する事業 <p>また、近年、自然災害が頻発する我が国では、いつ・どこで・どのような災害が起きてもおかしくない状況となっていることから、現在、佐賀市上下水道局と「災害時における水道の応急給水に関する協定」や「災害時における水道の応急復旧に関する協定」、「災害時における他都市への応援派遣に関する協定」など3つの災害協定を締結し、迅速な給水活動や早期の復旧が可能となるような体制づくりを構築しています。</p> <p>しかし、協定の当事者である組合や組合員が災害により大きな被害を受けた場合は、自らの事業はおろか、災害協定に示した応援要請に応えることができなくなり、住民の日常生活や社会経済活動に大きく影響を及ぼすこととなります。</p> <p>そこで、災害や事故等が発生し、組合運営が一時的に機能低下に陥った場合でも、締結した協定内容に影響が及ばないように、現在、事業継続力強化計画に取り組んでいるところです。</p>
事業継続力強化に取り組む目的	<p>下記2点を目的に、事業継続力強化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none">・自然災害発生時において、人命を最優先として組合及び組合員の職員と家族の安全と生活を守る。・災害時において組合員の組合内外における連携支援を図るとともに、上下水道局との情報交換、業界への情報発信を行い、市民生活にとって重要なライフラインの一つである水道の給水サービスを早期復旧させることにより、市民への影響を極力少

	なくする。
事業活動に影響を与える 自然災害等の想定	<p>佐賀市管工事協同組合及びその組合員は佐賀市内に事務所を構えており、「佐賀市地域防災計画」や「佐賀市水道事業 業務継続計画」を基に以下の自然災害が想定される地域となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀平野北縁断層帯でマグニチュード7.5の地震 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 建物の全壊・焼失棟数は約34,000棟(26%) ☞ 半壊棟数は約27,000棟(21%) ☞ 人的被害は死者数が約2,900人(1.2%) ☞ 負傷者数は約8,100人(3.4%) ・ 令和元年8月に発生した豪雨災害と同等の水災 (時間雨量110mm、床上浸水407棟、床下浸水2,492棟等)
自然災害等の発生が 事業活動に与える影響	<p>(想定する自然災害等) 想定する自然災害等のうち事業活動に与える影響が最も大きいものはマグニチュード7.5の地震で、その被害想定は下記のとおりです。</p> <p>(人員に関する影響) 勤務時間中に被災した場合、什器や備品等の落下によるケガや避難中の転倒によるケガなどが想定される。 また、組合員の中に被災者が出て、上下水道局との災害協定に基づく諸活動に影響が出ることが想定される。</p> <p>(建物・設備に関する影響) 組合事務所は新耐震基準をクリアしており、建物自体の直接被害は少ないものと思われるが、老朽化により建物の一部が損壊することが想定される。また、組合や組合員が保有する資機材が損壊し使用不能になることが想定される。</p> <p>(資金繰りに関する影響) 災害により建物や設備等に被害があった場合には、これらの復旧に要する費用が必要になる。また、組合員の中には運転資金の確保が困難になるケースが想定される。</p> <p>(情報に関する影響) 組合員と連絡が取れなかったり、組合員が情報収集できなくなることが想定される。 組合事務局の業務で使用するお客様情報や財務資料等については、令和4年度から事務所内のネットワークサーバーのバックアップ体制をクラウド化したことにより影響は最小限に抑えられる。</p> <p>(その他の影響) 組合員が保有する資機材等に被害があった場合は応急復旧活動にも影響が出るものと想定される。</p>

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・組合事務所内の什器を固定するなど転倒防止策を講じたうえで避難通路を確保する ・職員に避難通路を周知し確認してもらう ・職員に避難所までの経路を確認してもらう
		従業員の安否確認	発災直後から3時間以内	確認手段に必要なコミュニケーションツールを決定し連絡網を整備する
2	非常時の緊急時体制の構築	佐賀市管工事協同組合の代表の理事を本部長として災害対策本部の立ち上げ	発災直後から3時間以内	災害対策本部の設置基準を策定し対策本部の体制整備を図る
3	被害状況の把握 被害情報の共有	組合員の被災状況の把握	発災後12時間以内	緊急連絡先リストが古い場合最新の情報になるよう調査する
		市内の水道施設の被災状況の把握及び第一報を地元の市当局・関係者等に報告する	発災後12時間以内	被災状況を把握するため上下水道局との協力体制を構築するとともに復旧の見通しに関する情報発信の方法の決定
4	その他の取組	応急復旧の準備体制の構築	発災後24時間以内	上下水道局と応急復旧の準備体制に関する協議
		資機材等の調達、支援要請及び受援体制の整備	発災後24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要不可欠な資機材の確認 ・支援要請と受援体制の整備

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	<p><現在の取組> 現在、具体的な対策は取っていない</p> <p><今後の計画> 職員が出勤できない場合でも重要業務が遂行できる職員を計画的に育成する</p>
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	<p><現在の取組> 現在、具体的な対策は取っていない</p> <p><今後の計画> ・組合員の規模や施工能力（従業員数、重機等）を調査し資機材等の保有状況を把握する ・上下水道局との災害協定に基づく応援可能な技術者、重機材、車両等の保有状況についても調査し把握する ・組合で保有すべき資機材を調査し整備する ・組合で必要となる物資（非常食、水、毛布等の防災グッズほか）を調査し整備する</p>
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<p><現在の取組> 現在、具体的な対策は取っていない</p> <p><今後の計画> 公的資金について調査し組合員に提供する</p>
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<p><現在の取組> 組合業務で扱う情報については、既にバックアップシステムのクラウド化を図った</p> <p><今後の計画> クラウド化が必要な情報が他にはないか精査する</p>

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1				

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)
1		0	0	0

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設備が義務付けられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	佐賀市上下水道局
住所	佐賀県佐賀市若宮3丁目6-60
代表者の氏名	佐賀市上下水道事業管理者 姉川 久
協力の内容	<ul style="list-style-type: none">・組合事務所が被災し、倒壊等により使用不能になった場合の代替施設としての利用(借用)・応急復旧に従事するための情報提供と災害対策会議への出席

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

- ・代表理事の指揮の下、職員と組合員に対して、BCPの概要や進捗状況、問題点等を会議等で周知する
- ・組合員に関して従業員の数や技術者の数、車両や資機材の保有状況を毎年調査し常に最新のデータとする
- ・上下水道局と連携した災害訓練の実施を検討する
- ・組合職員及び組合員で年1回以上は情報伝達訓練を行う
- ・毎年1回以上、事前対策の進捗状況や問題点をチェックし、必要に応じてBCPを見直す
- ・総会終了後に組合員の住所、連絡先、従業員数、資機材等の保有状況を調査し必要に応じてBCPを修正する

4 実施期間

2023年9月～2026年8月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
事前対策	設備の復旧費用	組合運営費	1,000
事前対策	組合で保有する資機材の調達	補助金、自己資金	2,000

6 その他

(1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	✓

(2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証（※2）を取得しています。	
中小企業BCP策定運用方針に基づきBCPを策定しています。	✓

（※1）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※2）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格